	高度養成課程	専門課程担当者養成コース 職業能力開発研究学域 応用課程担当者養成コース
指導員技能向上訓練	研修課程	

（指導力習得コースの訓練基準）

第三十六条の六　特定応用課程の高度職業訓練を受けている者に対して普通職業訓練を担当するために必要な訓練技法のうち職業能力開発指導力を培うことを目的とする指導力習得コースの指導員養成訓練に関する基準は、次のとおりとする。

一　訓練の対象者は、特定応用課程の高度職業訓練を受けている者とすること。

二　訓練科は、第三十八条第二項に定める免許職種に関する訓練科とすること。

三　教科、訓練の実施方法、訓練期間、訓練時間、設備その他の事項は、別表第八に定めるところによること。

四　訓練を行う一単位の訓練生の数は、四十人以下とすること。

五　試験は、教科の科目ごとに一回以上行うこと。

（訓練技法習得コースの訓練基準）

第三十六条の六の二　応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者に対して普通職業訓練を担当するために必要な訓練技法を培うことを目的とする訓練技法習得コースの指導員養成訓練に関する基準は、次のとおりとする。

一　訓練の対象者は、応用課程及び特定応用課程の高度職業訓練を修了した者とすること。

二　訓練科は、第三十八条第二項に定める免許職種に関する訓練科とすること。

三　教科、訓練の実施方法、訓練期間、訓練時間、設備その他の事項は、別表第八の二に定めるところによること。

四　訓練を行う一単位の訓練生の数は、四十人以下とすること。

五　試験は、教科の科目ごとに一回以上行うこと。

指導員技能向上訓練	研修課程	

（長期養成課程の訓練基準）

第三十六条の六　長期養成課程の指導員養成訓練に関する基準は、次のとおりとする。

一　訓練の対象者は、総合課程若しくは応用課程の高度職業訓練を修了した者、学校教育法による大学（短期大学を除く。第三十八条において同じ。）において免許職種に関する学科を修めて卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者とすること。

二　長期養成課程の指導員養成訓練に、研究能力及び高度の専門性が求められる職業訓練に関し適切に指導することができる能力を培うことを目的とする職業能力開発研究学域を置き、職業能力開発研究学域に数個の専攻を置くこと。

三　教科、訓練の実施方法、訓練期間、訓練時間及び設備は、別表第八に定めるところによること。

四　訓練を行う一単位の訓練生の数は、二十人以下とすること。

五　試験は、教科の科目ごとに訓練期間一年につき一回以上行うこと。

2　職業能力開発総合大学校の長及び法第二十七条の二第二項において準用する法第二十四条第一項の認定に係る指導員訓練を行うものは、総合課程又は応用課程の高度職業訓練を修了した者で相当程度の技能及びこれに関する知識を有すると認めるものに対して長期養成課程の指導員養成訓練を行う場合には、その者が受けた総合課程、専門課程又は応用課程の高度職業訓練の教科の科目及び訓練期間に応じて、当該長期養成課程の指導員養成訓練の教科の科目を省略し、及び訓練期間を短縮することができる。ただし、職業能力開発研究学域における訓練を行う場合の訓練期間については、この限りでない。

（短期養成課程の訓練基準）

第三十六条の六の二　短期養成課程の指導員養成訓練に関する基準は、次のとおりとする。

一　訓練の対象者は、特定応用課程の高度職業訓練を受けている者又は法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者、第六十一条に規定する一級の技能検定若しくは法第四十四条第一項ただし書に規定する等級に区分しないで行う技能検定（以下「単一等級の技能検定」という。）に合格した者であつて厚生労働大臣が指定する講習を受けていないもの（以下「指定講習受講資格者」という。）、職業訓練において訓練を担当しようとする者若しくは担当している者若しくは法第二十八条第一項の職業訓練指導員免許を受けた者（次号において「職業訓練指導員試験を受けることができる者等」という。）とすること。

二　短期養成課程の指導員養成訓練を、次に掲げる区分に分類すること。

イ　特定応用課程の高度職業訓練を受けている者に対して普通職業訓練を担当するために必要な訓練技法のうち職業能力開発指導力を培うことを目的とする指導力習得コース

ロ　職業訓練指導員試験を受けることができる者等に対して普通職業訓練又は高度職業訓練を担当するために必要な訓練技法を培うことを目的とする実務経験者訓練技法習得コース

三　訓練科は、別表第十一の免許職種の欄に掲げる免許職種に関する科及び職業能力開発総合大学校の長が定める訓練科とすること。